

前略 当職は、全国運転代行共済協同組合(下「貴組合」といいます)の総代である[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の代理人として、貴組合に対し、次のとおり通知します。

貴組合では、現在、推薦委員選挙(以下「本件選挙」といいます)を実施する手続が進められています。本件選挙が行われることとなった経緯は、貴組合第21回臨時総代会(以下「本件総代会」といいます)において、第7号議案である役員選任議案が否決され、それを受けて、推薦委員の任期は終了したとの解釈を前提として、推薦委員の選挙を行うとの案について採決が行われ、その結果、53名中28名の賛成で当該案が可決されたというものでした。

しかし、以下の点において、推薦委員の選挙案の採決は違法なものです。

第1に、貴組合の役員選任規約第3条第5項によれば、推薦委員の任期は「推薦会議において決定した役員候補者を役員として選任する総代会の議決がなされた時まで」であり、本件総代会においては、推薦会議が決定した役員候補者は役員として選任されておらず、推薦委員の任期が満了した事実はありません。

第2に、本件総代会の招集通知に記載されていた議題に関する議案は「役員選任について」であり、推薦委員の選挙については新たな議題に関する議案となり、審議を行うためには、貴組合の定款第49条の「緊急議案」として、「出席した総代(書面又は代理人による議決権又は選挙権を行使するものを除く)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第44条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事

複写